

国税徴収法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(特定電子移転財産権の差押えに関する手続)

第三十二条の二 第二十三条(差押動産等の管理)の規定は、法第七十二条の二第一項(特定電子移転財産権の差押えの手続及び効力発生時期)の規定による特定電子移転財産権(法第七十二条第一項(特許権等の差押えの手続及び効力発生時期)に規定する特定電子移転財産権をいう。)の徴収職員等の管理について準用する。

(給料等の差押禁止の基礎となる金額)

第三十四条 法第七十六条第一項第四号(給与の差押禁止)に規定する政令で定める金額は、滞納者の給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の支給の基礎となつた期間一月ごとに十萬七千円(滞納者と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))その他の親族があるときは、これらの者一人につき四萬八千円を加算した金額)とする。

附則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第三十二条の次に一条を加える改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

(給料等の差押禁止の基礎となる金額)

第三十四条 法第七十六条第一項第四号(給料等の差押禁止の基礎となる金額)に規定する政令で定める金額は、滞納者の給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の支給の基礎となつた期間一月ごとに十萬円(滞納者と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))その他の親族があるときは、これらの者一人につき四萬五千円を加算した金額)とする。